

第 1 編 基本編

第1章 総則（基本編）

第1節 目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づいて、西原町の防災対策に関し、おおむね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

- 1 西原町の防災対策に関する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに町民等の責務
- 2 治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄及び防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
- 3 防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画

4 災害復旧・復興に関する計画

5 その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

- (1) 基本編
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
- (2) 地震・津波編
地震・津波に対する予防計画、応急対策計画、災害復旧・復興計画
- (3) 風水害等編
台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害、大規模火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する予防計画、応急対策計画及び復旧・復興計画
- (4) 資料編
各編に係る資料・様式

第2節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
- 3 町防災計画 西原町地域防災計画をいう。
- 4 県防災計画 沖縄県地域防災計画をいう。
- 5 町本部 西原町災害対策本部をいう。
- 6 町本部長 西原町災害対策本部長をいう。
- 7 県本部 沖縄県災害対策本部をいう。

第3節 西原町の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び地形

本町は、沖縄本島の中部と南部の接点となっており、北緯 26 度 12 分 24 秒から 15 分 12 秒、東経 127 度 44 分 6 秒から 47 分 30 秒に位置し、東は中城湾に面し、北東より南部にかけて中城村、宜野湾市、浦添市、那覇市、南風原町、与那原町の 6 ケ市町村に隣接している。また、町の総面積は 15.84k m²で東西約 5.8km、南北に約 5.1km のやや楕円形状をなしている。地形概観は、本町の南部に運玉森があり、幸地城、棚原城がつらなる北西部は、台地丘陵地域で本島西部にやや傾斜し、運玉森の麓から南東沿岸には、肥沃で広大な平野を形成している。地質は、ほとんど島尻層で一部地域に琉球石灰岩がみられ、土壌はほとんどがジャーガルで一部に国頭マージ、ウジマが分布している。



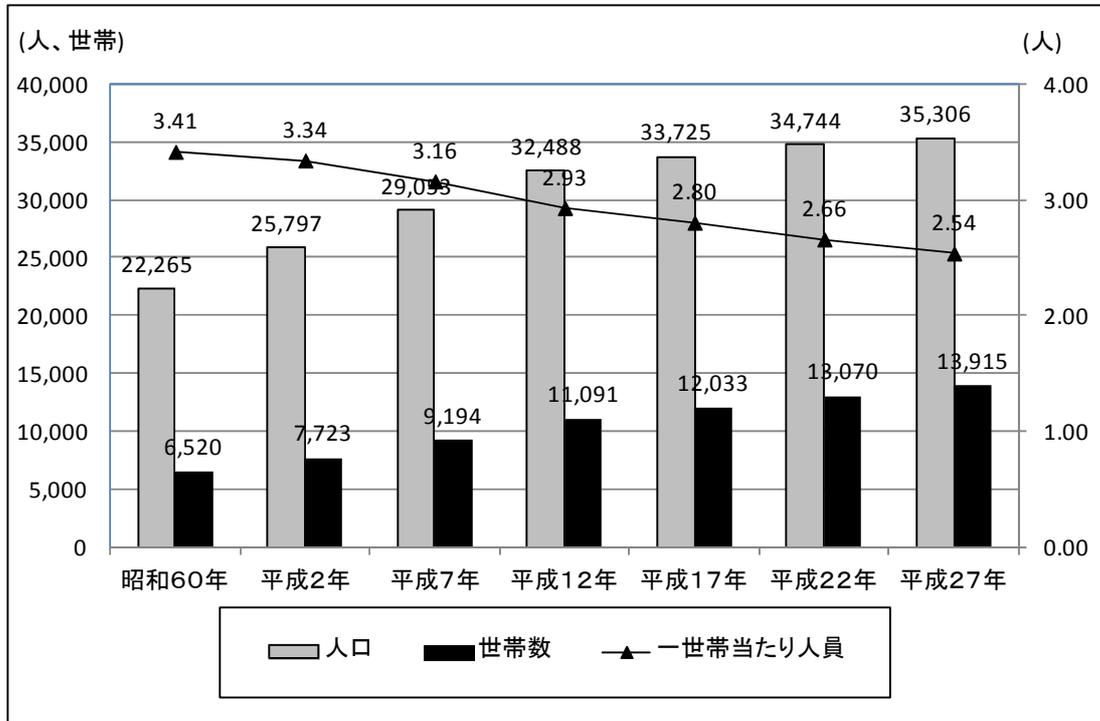
(2) 気象

気候は、亜熱帯に属し、四季を通じて概ね温暖で、平成 22 年の平均気温 23.1 度、年間水量は、2,000 ミリ内外であるが、平成 22 年には 2,895.5 mm を記録した。風速は平均 4.5m で、冬季は北東の風、夏季は南西の風が多く、時に夏から秋にかけて台風の通過により地域的に被害が著しい。

2 社会的条件

(1) 人口

本町の人口は、平成27年、総人口35,306人、13,915世帯、一世帯当たり人数は2.54人となっている。（平成27年12月末日現在）



(住民基本台帳)

(2) 居住状況

平成29年4月1日現在、本町の構造別家屋の状況は、木造439棟（4.2%）、木造以外9,941棟（95.8%）、総棟数10,380棟となっている。

(3) 交通事情

本町を走る道路網は、町西端部を南北に沿うように沖縄自動車道が通り、町内には西原JCTがあるほか、国道329号、県道38号、34号、29号、155号及びこれらに接する町道、農道で構成されており、町民の生産、生活道となっている。町内における交通量は、県都那覇市及び浦添市及び宜野湾市に隣接し、中南部を結ぶ広域交通の位置にあり、交通量は社会経済の発展に伴い増大する傾向にある。

3 災害記録

本町における気象災害は台風によるものが最も多く、沿岸の地域は、波浪と強風による災害が大きく、特に台風の通過時刻と満潮の時刻が重なったときは、兼久川、小波津川の流域の低地部は、降雨量が150ミルを越えると、その一部では浸水の危険となる。なお、最近発生した気象災害は、次のとおりである。

過去における主な自然災害

資料：沖縄県災害誌「被害状況報告書」

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害		備考	
			人		住家等						
			死者	負傷	全半壊	浸水					
昭和 31.8.1	暴風雨 (台風6号ワ ンダ)	風水害			46		水稻7反	0.5%	住家全壊	3戸	
							キビ	25%	〃半壊	5戸	
							イモ	100%	公共建物全壊	3戸	
							野菜	100%	非住家全壊	16戸	
									〃半壊	19戸	
31.8.15	暴風雨 (台風9号バ ブス)	風水害			17		水稻	5%	住家半壊	2戸	
							イモ	25%	非住家半壊	15戸	
							キビ	20%			
							そ菜	100%			
31.9.8	暴風雨 (台風12号エ マ)	風水害	1	2	596		水稻	50%	住家全壊	57戸	
							イモ	55%	〃半壊	120戸	
							野菜	95%	非住家全壊	107戸	
							キビ	40%	〃半壊	303戸	
							その他	20%	公共建物全壊	2戸	
									〃半壊	7戸	
									死者	1名	
									負傷者	2名	
31.9.25~26	暴風雨 (台風15号ハ リエット)	風水害			92		水稻	30%	住家全壊	3戸	
							キビ	40%	〃半壊	25戸	
							イモ	30%	非住家全壊	18戸	
							野菜	90%	〃半壊	45戸	
							その他	60%	公共建物全壊	1戸	
36.10.2~3	暴風雨 (台風23号テ イルダ)	風水害			188				住家全壊	9戸	
									〃半壊	33戸	
									非住家全壊	33戸	
									〃半壊	112戸	
									公共建物半壊	1戸	
									学校全壊	2戸	
40.8.4~5	暴風雨 (台風15号ジ ーン)	風水害			167	橋梁流失			住家床上浸水	47戸	
							3		〃床下浸水	120戸	

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害	備考
			人		住家等				
			死者	負傷	全半壊	浸水			
昭和 41.5.31	暴風雨、たつ まき (台風3号、 ジュディ)	風水、風害					道路決壊 300m	被害額 6,000ドル	
41.9.2	暴風雨 (台風16号ア リス)	風水害					道路復旧 300m	被害額 3,000ドル 復旧額 6,000ドル	
41.9.23	暴風雨 (台風24号ヘ レン)	風水害				86		住家床上浸水 30戸 " 床下浸水 56戸	
42.6.6	大雨(前線)	水害				32	道路損壊 1	住家床下浸水 32戸	
44.6.23	大雨	水害					道路決壊 300m	被害額 8,000ドル	
44.8.20	暴風雨 (台風9号、 コラ)	風水害	2		38	85	道路破損 1	住家半壊 8戸 非住家全壊 28戸 " 半壊 8戸 住家床上浸水 75戸 住家床下浸水 10戸	
47.6.6~7	たつまき、大 雨(前線)	風害、水害				173	道路破損 1	住家床上浸水 49戸 " 床下浸水 124戸	
54.8.22~23	暴風雨 (台風11号)	風水害					キビ 野菜 5% 71.1%	小那覇川 100m 幸地川 320m	
55.10.11~13	暴風雨 (台風19号)	風水害					河川決壊 2	池田川 150m	
56.10.20~21	暴風雨 (台風24号)	風水害					河川侵食 5 野菜 1% 34.5%	幸地川支川 100m 徳佐田川支川 50m 徳佐田川 80m 宇治泊川支川 100m	
57.6.2~3	大雨 (集中豪雨)	水害					道路侵食 70m 河川侵食 3	住家床上浸水 2戸 " 床下浸水 2戸 兼久川 200m 内間川 80m 徳佐田川 100m	

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害		備考	
			人		住家等						
			死者	負傷	全半壊	浸水					
昭和 58.9.25～26	暴風雨 (台風10号)	風水害		2	38	85	道路決壊	キビ	安室、池田線 幸地、池田線 内間川 棚原 幸地、池田	32m 5m 5m 1.9m	
							〃 流失	野菜			9%
							河川護岸	花卉			84%
							山くずれ	その他			4.5%
58.3.12	大雨 (集中豪雨)	風害、水害				33	道路決壊		住家床上浸水 町道(内間、上原線)	20m 12戸 20m	
							がけくずれ				
59.8.18～20	暴風雨 (台風10号)	風水害				5	道路決壊	キビ	住宅床下浸水 翁長、上原線 翁長、幸地線 津花波、上原線 幸地、石嶺線	5戸 40m 30m 20m 15m	
							土砂くずれ	野菜			4%
								その他			100%
											12%
60.8.13	大雨 (集中豪雨)	水害				12	道路		住宅床上浸水 住宅床下浸水 農産被害	4戸 8戸 500千円	
							河川				
61.8.25～26	暴風雨 (台風13号)	風水害				河川	野菜	幸地川 宇地泊川 公立文教施設	210m 85m 350千円		
							果樹			14.5%	
										15%	
61.9.23	大雨 (集中豪雨)	水害				28	道路決壊		住宅床上浸水 住宅床下浸水	2戸 26戸	
62.9.25	暴風雨 (台風12号)	風水害		1		河川		幸地川 小波津川支川 公共施設	13m 11m 250千円		
63.10.6	暴風雨 (台風24号)	風水害				道路	キビ	棚原7号線 内間川支川	50m 160m		
							河川決壊			野菜	2.5%
										花キ	48.9%
平成 2.5.10	大雨 (集中豪雨)	水害				5	河川		小波津川支川	400m	
2.9.17	暴風雨 (台風19号)	風水害				河川決壊	キビ	2.5%			
3.7.27	暴風雨 (台風9号)	風水害				道路	29				
3.9.13	暴風雨 (台風17号)	風水害					キビ	2%			
											花キ
								80%			

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害		備考
			人		住家等					
			死者	負傷	全半壊	浸水				
平成 3.9.27	暴風雨 (台風19号)	風水害						キビ 1%		
4.6.12	大雨 (集中豪雨)	水害				擁壁決壊 1		花キ 5%	擁壁被害 8,900千円	
4.6.29	暴風雨 (台風3号)	風水害						果樹 50%		
4.8.31	暴風雨 (台風16号)	風水害				擁壁決壊 1		キビ 1%	擁壁被害 105,307千円	
5.9.2	暴風雨 (台風13号)	風水害						野菜 100%		
6.5.30~6.2	大雨(集中豪雨)	水害			1	がけくずれ 1		果樹 50%		
8.5.28	大雨(集中豪雨)	水害			1			野菜 12.8%		
8.8.13	暴風雨 (台風12号)	風水害				がけくずれ 1		キビ 1%	農作物被害 2,368千円	
9.8.7	暴風雨 (台風11号)	風水害				道路結果 1				
9.8.17~19	暴風雨 (台風13号)	風水害						キビ 5%	農作物被害 9,960千円	
10.2.18	豪雨	水害			136	がけくずれ 4箇所 道路陥没 1箇所			床上浸水 25戸 床下浸水 111戸 車両被害 6台 床下浸水 38世帯 公共土木施設被害 5,000千円	
17.6.14	大雨	水害			8					
19.1.21	大雨	水害				がけくずれ 1				
19.6.7	大雨	水害				道路 5箇所 河川 1箇所 道路 4箇所 橋梁 1箇所 道路 1箇所	畑冠水 1.0ha			
19.8.11	大雨	水害							床上浸水 8世帯	
19.12.21	大雨	水害								
22.2.27	地震	地震							公共施設 1棟 水道 15戸 ブロック塀等 1箇所	
23.5.28	台風	風水害							農林水産業施設被害 2,000千円 農産被害 35,510千円	
23.8.3	台風	風水害				がけくずれ 4				
24.8.25	台風	風水害							農産被害 2,500千円	

年月日	災害の種類		一般災害				土木関係被害	農林水産業被害	備考
			人		住家等				
			死者	負傷	全半壊	浸水			
24.9.28	台風	風水害		1			学校 6箇所	水道 453戸 農林水産業施設被害 200千円 公共土木施設被害 7,892千円 農産被害 8,800千円	

人為的災害

(1) 火災件数

年別	種目				件数	被害額 (千円)
	建物	林野	車両	その他		
平成15年	4	2	3	9	18	1,539
平成16年	6	0	2	10	18	97,276
平成17年	1	0	1	3	5	383
平成18年	3	0	1	0	4	9,506
平成19年	4	6	1	7	18	6,868
平成20年	6	1	1	8	16	4,185
平成21年	6	1	3	6	16	7,026
平成22年	4	1	3	2	10	2,319
平成23年	4	0	2	13	19	2,393

第4節 災害の想定

本計画は、沖縄県が本県の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果を踏まえ、本町に特に関係のある次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成23年（2011年）に発生した東北地方太平洋沖地震、明和8年（1771年）八重山地方大地震の津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、町全域で可能な限り対策を講じる必要がある。

1 風水害

(1) 台風

ア 昭和32年台風第14号フェイ

襲来年月日昭和32年9月25日、26日

最大風速 47.0m/s（那覇）

最大瞬間風速 61.4m/s（那覇）

降水量 70.7mm（那覇、25～26日）

死傷者・行方不明者 193名（うち死者及び行方不明者 131名）

住宅全半壊 16,091戸

イ 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号コラ）

襲来年月日昭和41年9月5日

最大風速 60.8m/s（宮古島）

最大瞬間風速 85.3m/s（宮古島）

降水量 297.4mm（宮古島、3～6日）

傷者 41名

住宅全半壊 7,765戸

ウ 平成15年台風第14号マエミー

襲来年月日平成15年9月10日、11日

最大風速 38.4m/s（宮古島）

最大瞬間風速 74.1m/s（宮古島）

降水量 470.0mm（宮古島、9～12日）

死傷者 94名（うち死者1名）

住宅全半壊 102棟（うち全壊 19棟）

(2) 地すべり

発生年月日平成18年6月10日

発生場所沖縄県中頭郡中城村字北上原及び安里地内

降雨状況先行降雨量 533mm（5/1～6/9）

集中降雨量 88mm（6/10）

地すべりの規模平均高さ 30m（最大 42m）、長さ約 335m

移動土量約 34万m³、地すべり面積 5万6千m²

地すべり幅最大 260m

人的被害なし

道路損壊県道 35 号線延長 140m、村道坂田線延長 100m

(3) 河川のはん濫（浸水想定）

県内の重要河川である次の水位周知河川については、水防法に基づく浸水想定区域が指定されている。浸水想定区域は、洪水防御に関する計画の基本となる降雨で、当該河川がはん濫した場合の浸水深をシミュレーションで予測されている。

なお、支川のはん濫、高潮及び内水によるはん濫等は考慮されていない。

浸水想定区域一覧（平成 20 年 3 月現在）

対象水系・区間	想定降雨（発生確率）	関係市町村（浸水予測概要）
小波津川水系小波津川	小波津川流域全体に日総雨量で 399mm、ピーク時の 1 時間に 95.2mm（30 年に 1 回程度起こる大雨）	西原町（兼久川から小那覇川付近にかけて浸水深 1m 未満）

(4) 高潮（浸水想定）

本県に襲来する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域が予測されている。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、予測結果の概要は次のとおりである。

高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸域	①沖繩本島西側を北上 ②沖繩本島南側を西進 ③沖繩本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水。

(5) 土砂災害（危険箇所・区域）

町内にはがけ崩れ、土石流、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は以下のとおりとなっている。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

町内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種別	がけ崩れ	土石流	地すべり	合計
土砂災害危険箇所 （国土交通省、平成 14 年度）	13	2	7	22
土砂災害警戒区域 （国土交通省、平成 23 年度）	2	0	2	4

注：土砂災害警戒区域は基礎調査が進行中のため、今後土砂災害危険箇所の数と同程度に増加する見込みである。

2 地震及び津波の被害想定

本町の地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成21年度）に基づき、被害の概要を以下にまとめる。

(1) 想定地震

沖縄県の陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある地震から、次の13の想定地震を設定されている。想定地震の概要は次のとおりである。

なお、最大震度は5つの内陸型地震すべてにおいて6強で、海溝型は沖縄本島北方沖が5強、石垣島東方沖と与那国島南方沖が6強となり、その他は6弱と予測された。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備考
沖縄本島南西沖（H9RF）	海溝型	7.8	平成8年度地震被害想定調査の想定「沖縄本島南西沖」と震度分布が近似し、津波被害も発生（6弱）	平成18・19年度沖縄県津波・高潮被害想定調査より
久米島南東沖（C02E）	海溝型	7.8	座間味島・渡嘉敷島において震度が強い（6弱）	
久米島北方沖（B04E）	海溝型	7.8	久米島・粟国島・渡名喜島・伊江島において震度が強い（6弱）	
沖縄本島北方沖（C01W）	海溝型	7.8	伊平屋島・伊是名島・沖縄本島北部において震度が強い（5強）	
宮古島東方沖（C04W）	海溝型	7.8	宮古島・池間島・大神島において震度が強い（6弱）	
石垣島東方沖（NM11）	海溝型	7.8	石垣島・宮古島・西表島・多良間島において震度が強い（6強）	
石垣島南方沖1（IM00）	海溝型	7.7	石垣島・西表島・竹富島・小浜島・波照間島において震度が強い（6弱）	
与那国島南方沖（GYAK）	海溝型	7.8	与那国島において震度が強い（6強）	
沖縄本島南部断層系	内陸型	7.0	沖縄本島南部において震度が強い（6強）	
伊祖断層	内陸型	6.9	那覇市周辺において震度が強い（6強）	平成21年度に新規設定
石川一具志川断層系	内陸型	6.9	沖縄本島中南部において震度が強い（6強）	
沖縄本島直下プレート内	内陸型	7.8	沖縄本島全域において震度が強い（6強）	
宮古島断層	内陸型	7.3	宮古島において震度が強い（6強）	

(2) 予測項目・条件

予測された主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建築物被害、出火・延焼、人的被害、交通施設被害、ライフライン被害及び津波被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、次のように設定されている。

ア 出火・延焼は、夏季及び冬季並びに昼及び夕方とし、危険度の高い時刻（11～13時及び17～19

時)を選定

イ 人的被害は、夏季及び冬季並びに昼間及び夜間とし、昼間一般に活動している時間帯と夜間自宅に居住する時間帯

ウ ライフライン（電力、通信施設等）の被害は、地震火災の影響が最も大きくなる冬の夕方

(3) 予測結果の概要

予測死者数は、石垣島東方沖と石垣島南方沖のケースが突出しており、約3千人に上る。そのほとんどは津波によるものである。津波被害のない想定では、沖縄本島直下プレート内地震のケースが最大となり、約5百人に上る。

負傷者数は、沖縄本島直下プレート内地震のケースが突出しており、重症が約3千人、軽症が5万5千人に上る。

また、避難者もこのケースが最も多く約25万人に上る。

負傷の主な原因となる建物被害も、沖縄本島直下プレート内地震の被害が突出し、全壊が約2万棟、半壊が約5万棟に上る。火災焼失もこのケースが最も多いが、百棟程度である。

ライフラインについても、沖縄本島直下プレート内地震の被害が突出しており、断水人口は120万人に上り、復旧に3ヶ月程度を要する。

また、停電も約100万戸に上るが、4日程度で復旧すると予想される。

なお、西原町における各想定地震（冬の夕方の場合）の被害量は、次のとおりである。

西原町の地震・津波被害量予測一覧

想定地震	死者 (津波)	重傷者 (津波)	軽症者 (津波)	避難者数	全壊 (津波)	半壊 (津波)	焼失 棟数	断水	停電	通信機能 障害
沖縄本島南西 沖 (H9RF)	4人 (0人)	32人 (0人)	623人 (0人)	1,745人	156棟 (0棟)	391棟 (0棟)	2棟	32,479人	1,115戸	292回線
久米島南東沖 (C02E)	2人 (0人)	13人 (0人)	268人 (0人)	461人	52棟 (0棟)	94棟 (0棟)	0棟	2,583人	686戸	97回線
久米島北方沖 (B04E)	1人 (0人)	10人 (0人)	201人 (0人)	292人	33棟 (0棟)	63棟 (0棟)	0棟	2,015人	686戸	65回線
沖縄本島北方 沖 (C01W)	1人 (0人)	9人 (0人)	177人 (0人)	220人	31棟 (0棟)	44棟 (0棟)	0棟	1,253人	538戸	65回線
宮古島東方沖 (C04W)	被害想定なし									
石垣島東方沖 (NM11)	被害想定なし									
石垣島南方沖 1 (IM00)	被害想定なし									
与那国島南方 沖 (GYAK)	被害想定なし									
沖縄本島南部 断層系	7人	45人	883人	3,030人	258棟	681棟	2棟	32,684人	1,452戸	682回線
伊祖断層	16人	77人	1,485人	6,752人	635棟	1,360棟	4棟	32,684人	1,941戸	1,558回線
石川ー具志川 断層系	3人	23人	465人	1,052人	110棟	233棟	1棟	30,013人	946戸	195回線
沖縄本島直下 プレート内	18人	83人	1,597人	7,327人	738棟	1,458棟	5棟	32,762人	2,087戸	1,916回線
宮古島断層	被害想定なし									

注：（津波）の欄は津波による被害数、（復旧）は復旧にかかる日数である。

(4) 町の直下型地震について

(1)の想定地震は、本県において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード6.9程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、町の地震防災マップの作成等、町の地震対策の基礎資料となるように、マグニチュード6.9の地震を想定し、震度、液状化、建物被害が予測されている。

3 津波の浸水想定

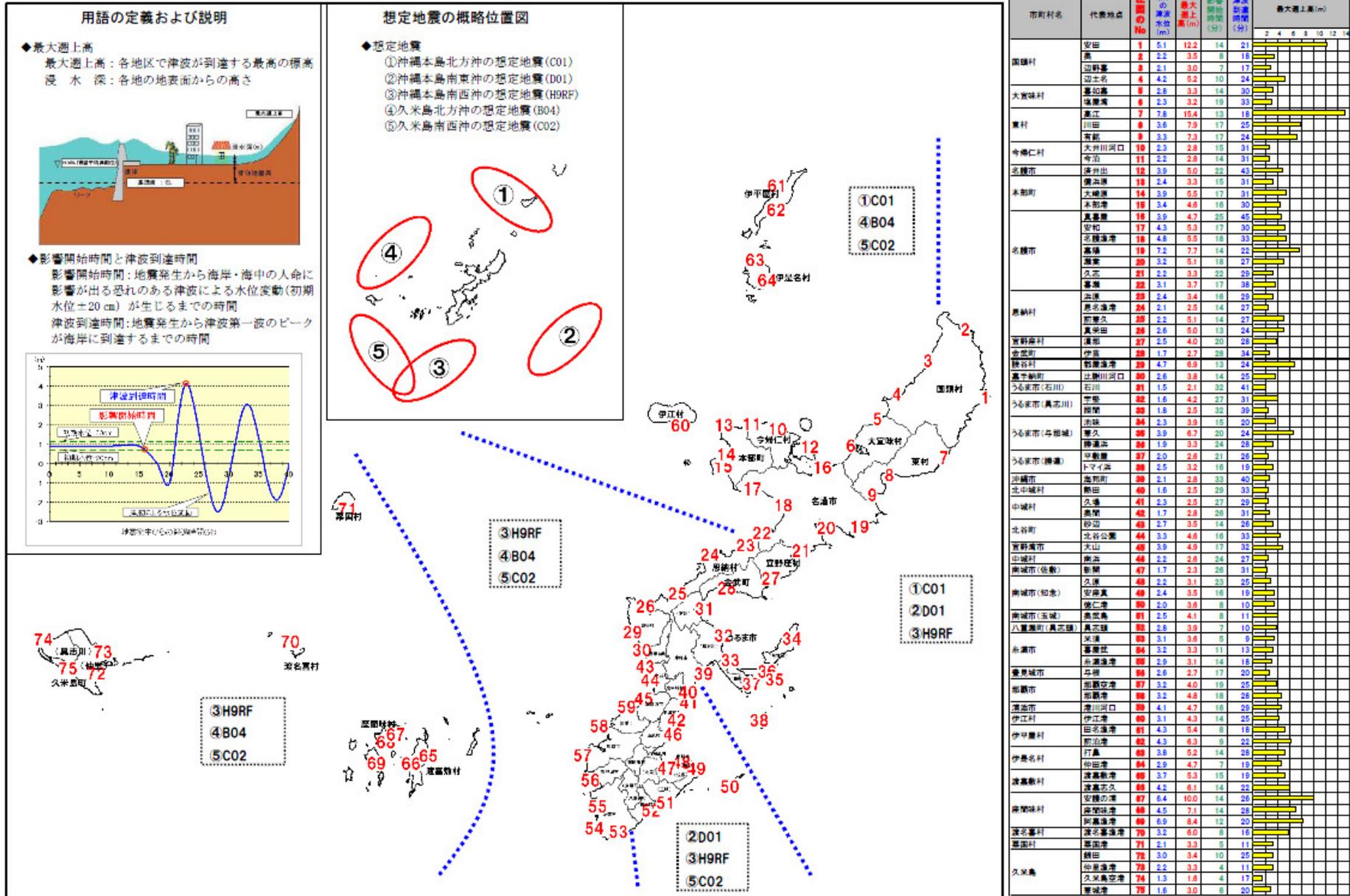
本町の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、沖縄県が作成した「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成18・19年度）に基づき概要を以下にまとめる。

調査は、本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測されている。想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

津波浸水想定モデル一覧

波源位置（モデル名）	断層モデル（深さ、長さ、幅、傾斜角、すべり量）	対象地域
沖縄本島南東沖（D01W）	正断層（500m、80km、40km、60°、4m）	本島沿岸域
沖縄本島南西沖（H9RF）	逆断層（10000m、80km、40km、30°、4m）	
久米島南東沖（C02）	正断層（5000m、80km、40km、60°、4m）	
久米島北方沖（B04）	正断層（5000m、80km、40km、60°、4m）	
沖縄本島北方沖（C01）	正断層（500m、80km、40km、60°、4m）	

津波浸水想定結果（沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域）



第5節 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

西原町及び西原町の地域を管轄する主な公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき業務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

1 西原町

- (1) 町防災会議及び町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 地域の関係団体及び防災上重要な施設の管理者が実施する災害応急対策等の調整
- (13) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 東部消防本部

- (1) 消防、水防その他応急措置
- (2) 救助、救出活動及び避難の誘導
- (3) 町民への予報の伝達

3 沖縄県

- (1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
- (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
- (6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
- (7) 水防、消防、救助その他の応急措置
- (8) 災害時の保健衛生及び文教対策
- (9) 災害時における交通輸送の確保
- (10) 被災施設の災害復旧
- (11) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
- (12) 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
- (13) 県内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び県外からの応援等の調整

(14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

4 指定地方行政機関

(1) 沖縄県警

- ア 広域緊急援助隊の運用及び調整に関すること。
- イ 災害時における九州管区警察局との連携に関すること。
- ウ 県内各警察署及び防災関係機関との協力及び連絡調整に関すること。
- エ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。
- オ 災害時における警察通信の運用に関すること。
- カ 津波警報等の伝達に関すること。

(2) 沖縄総合事務局

ア 総務部

- (ア) 沖縄総合事務局の庶務及び連絡調整に関すること。
- (イ) 沖縄総合事務局所管の被害状況調査の総括に関すること。

イ 財務部

- (ア) 地方公共団体に対する災害融資
- (イ) 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
- (ウ) 公共土木等被災施設の査定の立会
- (エ) 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定

ウ 農林水産部

- (ア) 農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
- (イ) 農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
- (ウ) 家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
- (エ) 応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

エ 経済産業部

- (ア) 災害時における所掌に係る物資の需給及び価格の安定対策
- (イ) 被災商工業者に対する金融、税制及び労務

オ 開発建設部

- (ア) 直轄国道に関する災害対策
- (イ) 直轄ダムに関する警報等の発令伝達及び災害対策
- (ウ) 直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
- (エ) 公共土木施設の応急復旧の指導、支援
- (オ) 大規模土砂災害における緊急調査

カ 運輸部

- (ア) 災害時における陸上及び海上輸送の調査及び鉄道、車両、船舶等の安全対策
- (イ) 災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
- (ウ) 災害時における輸送関係機関との連絡調整

(3) 沖縄防衛局

- ア 米軍の活動に起因する災害等が発生した場合の関係機関への連絡調整
 - イ 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - ウ 「災害時における沖縄県と在沖米軍との相互連携マニュアル」に関する支援及び連絡調整
 - エ 日米地位協定等に基づく損害賠償
 - オ 地方公共団体等への連絡調整支援及び技術支援等
- (4) 第十一管区海上保安本部（中城海上保安部）
- ア 警報等の伝達に関すること。
 - イ 情報の収集に関すること。
 - ウ 海難救助等に関すること。
 - エ 緊急輸送に関すること。
 - オ 物資の無償貸与又は譲与に関すること。
 - カ 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
 - キ 流出油等の防除に関すること。
 - ク 海上交通安全の確保に関すること。
 - ケ 警戒区域の設定に関すること。
 - コ 治安の維持に関すること。
 - サ 危険物の保安措置に関すること。
- (5) 沖縄気象台
- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。）、水象の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災・報道機関を通じた町民への周知
 - ウ 緊急地震速報に関する周知・広報
 - エ 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関する技術的な支援・協力
 - オ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における町や沖縄県に対する気象状況の推移やその予想の解説等
 - カ 町、沖縄県その他の防災機関と連携した防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発
- (6) 沖縄総合通信事務所
- ア 非常の場合の電気通信の監理
 - イ 災害時における非常通信の確保
 - ウ 災害対策用移動通信機器の貸出
- (7) 沖縄労働局
- ア 災害時における労働災害防止対策
 - イ 災害に関連した失業者の雇用対策
- (8) 九州地方環境事務所那覇自然環境事務所
- ア 災害廃棄物等の処理対策に関すること。
 - イ 環境監視体制の支援に関すること。
 - ウ 飼育動物の保護等に係る支援に関すること。

5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
- (2) 災害派遣の実施

6 浦添警察署

- (1) 災害警備計画に関すること。
- (2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。
- (3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導に関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) 死体の見分・検視に関すること。
- (6) 犯罪の予防等社会秩序の維持に関すること。

7 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話(株)（沖縄支店）
電信電話施設の保全と重要通信の確保
- (2) (株)NTTドコモ
移動通信施設の保全と重要通信の確保
- (3) 日本赤十字社（沖縄県支部）
 - ア 災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力に関すること。
 - イ 地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整に関すること。
 - ウ 義援金品の募集及び配分の協力に関すること。
 - エ 災害時における血液製剤の供給に関すること。
- (4) 日本放送協会（沖縄放送局）
気象警報等、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
- (5) 沖縄電力(株)
 - ア 電力施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における電力供給確保
- (6) 西日本高速道路(株)（沖縄管理事務所）
 - ア 同社管理道路の防災管理
 - イ 被災道路の復旧
- (7) KDDI(株)
通信施設の保全及び災害時における国内外通信の疎通確保
- (8) 日本郵便(株)（西原郵便局、西原坂田郵便局、西原我謝郵便局）
 - ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害における郵便事業に係る災害特別事務取扱
 - ウ 災害時における窓口業務の確保

8 指定地方公共機関

- (1) 社団法人中部地区医師会
災害時における医療及び助産の実施
- (2) 沖縄県看護協会
災害時における医療及び助産の看護の実施体制への協力
- (3) 沖縄県バス協会
ア 災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
イ 災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
- (4) 沖縄県高圧ガス保安協会
高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備にかかる復旧支援
- (5) 沖縄県婦人連合会
災害時における女性の福祉の増進

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 西原町社会福祉協議会
ア 西原町災害ボランティアセンターの設置・運営及び町災害ボランティアセンターの支援に関すること。
イ 生活福祉資金の貸付に関すること。
ウ 社会福祉施設との連絡調整に関すること。
- (2) 沖縄県歯科医師会、沖縄県薬剤師会
災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力に関すること。
- (3) 沖縄県獣医師会
災害時の動物の医療保護活動に関すること。
- (4) 沖縄県建設業協会
ア 災害時の重機等による救援活動の協力に関すること。
イ 災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力に関すること。
- (5) 西原町建設協力会
災害応急対策活動の支援協力に関すること。（協定書締結済）
- (6) 株式会社サンエー
救援物資支援協力に関すること。（協定書締結済）
- (7) J Aおきなわ西原支店、与那原・西原町漁業協同組合
ア 農林漁業関係者の安全の確保に関すること。
イ 農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
ウ 災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力に関すること。
エ 農林漁業の災害応急・復旧対策に関すること。
オ 被災農林漁業者の再建支援に関すること。
- (8) 西原町商工会
ア 被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ 救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。

- ウ 災害時における物価安定についての協力に関する事。
- (9) 沖縄県トラック協会
災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
- (10) 沖縄県ハイヤー・タクシー協会
災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する事。
- (11) 沖縄県交通安全協会連合会
 - ア 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事。
 - イ 被災地及び避難場所の警戒に関する事。
 - ウ 関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力に関する事。
- (12) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給に関する事。
- (13) 上下水道指定工事店
災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力に関する事。
- (14) 危険物等取り扱い事業者
 - ア 危険物の保安及び周辺住民の安全確保に関する事。
 - イ 災害時における石油等の供給に関する事。
- (15) 社会福祉施設管理者
入所者及び通所者の安全の確保に関する事。
- (16) 病院管理者
 - ア 入院患者及び通院患者の安全の確保に関する事。
 - イ 被災傷病者の救護に関する事。
- (17) 学校法人
 - ア 児童及び生徒等の安全の確保に関する事。
 - イ 施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策に関する事。
- (18) 金融機関
被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置に関する事。

第6節 町民等の責務

西原町民及び町内の自治会、自主防災組織並びに事業者の防災上の基本的責務は次のとおりとする。

1 町民

- (1) 防災・減災の知識習得
- (2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
- (3) 飲料水、食料及び生活用品等の3日以上以上の備蓄と点検
- (4) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
- (6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
- (7) 災害廃棄物の分別
- (8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

2 自治会・自主防災組織

- (1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
- (2) 地域の災害危険性の把握及び点検
- (3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
- (4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
- (5) 自主防災リーダーの養成
- (6) 自主防災活動及び訓練の実施
- (7) 気象情報等の収集及び伝達
- (8) 地区内の避難行動要支援者及び被災者の救助・救援対策の協力
- (9) 災害時の避難所の自主運営
- (10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

3 事業者

- (1) 従業員の防災教育及び訓練
- (2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
- (3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
- (4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
- (5) 自衛消防活動・訓練
- (6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
- (7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
- (8) 避難行動要支援者等の避難支援
- (9) 災害廃棄物の分別
- (10) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第2章 基本方針（基本編）

第1節 災害の想定と防災計画の基本的考え方

1 想定の方針

(1) 想定災害

ア 地震・津波

東日本大震災の教訓をふまえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、第1章の「第4節災害の想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成23年（2011年）3月11日東北地方太平洋沖地震や明和8年（1771年）八重山地方大地震による大津波などがあげられ、今後明らかにしていく地震・津波である。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部との連携に留意する。

イ 風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、洪水、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。洪水や土砂災害については水防法や土砂災害警戒区域等に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超えるはん濫や大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機、原子力艦等の災害を考慮し想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア 被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ 今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があるこ

とに留意する。

ウ 津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることに留意する。

2 防災計画の考え方

町、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定レベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア 最大クラスの災害に対しては、町民等の生命を守ることを最優先として、町民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果をふまえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ 比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、町民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア 人口の偏在、少子高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

町、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ア) 町土における人口の偏在が進展し、都市部では人口の密集、危険な地域への居住等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

(イ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障害者等の避難行動要支援者（※）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、避難行動要支援者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、避難行動要支援者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ウ) 経済社会活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮し、本町の防災体制を強化する必要がある。

(エ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

- (カ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

- (ク) 町民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、障害者、高齢者等の避難行動要支援者を含めた多くの町民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

- イ 近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル、トンネル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※避難行動要支援者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障害者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

- (3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による町の庁舎、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

第2節 防災対策の基本方針

本町は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、本土から離れている地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件をあわせ持つ。そのため、町民の生命、身体及び財産と観光客等を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の3段階があり、それぞれの段階において国、県、町、公共機関、事業者及び町民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

1 周到かつ十分な災害予防対策

- (1) 災害に強いまちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、町土保全事業や市街地開発事業等による災害に強い町土とまちの形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及びライフライン機能の多重化・多元化等
- (2) 事故災害を予防するための安全対策の充実
- (3) 町民の防災活動を促進するための町民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化及びボランティア活動の環境整備及び企業防災の促進等
- (4) 予知・予測研究、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用
- (5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び防災訓練の実施等

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

- (1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、町民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び災害未然防止活動
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立
- (3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動
- (4) 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動及び被災者等への的確な情報伝達
- (5) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と供給
- (6) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保

健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

- (7) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- (8) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止
- (9) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ町民の避難及び応急対策の実施
- (10) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受入れ

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

- (1) 被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- (2) 被災施設の迅速な復旧とそのための広域応援
- (3) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援
- (6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的发展に向けた経済復興の支援

4 その他

町、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、町民等の間及び町民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3節 本町の特殊性等を考慮した重要事項

本町は本土から離れ、防災上不利な地理的条件があるほか、西原マリパーク・西原きらきらビーチなどの観光客が訪れる町で、防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分ふまえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を有する事項も多くある。このため、当面は、町民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、町民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

1 本土からの遠隔性等の条件不利性

大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがある。

このため、本土から本県への応援が到着するまでの間を自力でのりきれぬ防災資源やネットワークを充実・強化し、町の防災体制・対策の充実・強化を図る。

- (1) 消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
- (2) 被災・非被災市町村間の応援体制の構築
- (3) 自衛隊、米軍等によるヘリコプター輸送体制の確保
- (4) 海上保安庁による船艇・航空機を使用した輸送体制の確保

2 本土への復帰の遅れ、町の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率等が全国最低の水準にある。

また、町は県内においては財政力が高い方だが、全国的にみると脆弱なため防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような町の防災体制・対策の充実・強化を推進する。

- (1) 消防団の拡充強化
- (2) 自主防災組織の組織化、資機材整備等
- (3) 町避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者避難支援プラン等の作成、防災行政無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

3 沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本町の海岸沿岸部は海拔5m以下の低地が多い。

少なくとも海拔5m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように、以下のような津波避難対策を町内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
- (2) 町の津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの作成
- (3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備

- (4) 海拔高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
- (5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

4 観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、町内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、町内に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、町、県、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも海拔5 m以上のより高い場所へ、津波到達時間内に避難できるように町内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

- (1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導體制の整備
- (2) 海拔高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
- (3) 滞留旅客の待機施設等の確保

第4節 防災計画の見直しと推進

防災計画は実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、町、関係機関及び町民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

- (1) 県地域防災計画に基づき、町は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。
- (2) 町が地域防災計画を見直すに当たっては当該地域の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。
- (3) 町、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図り、以下の対策を実施する。

ア 実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ 計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検

ウ 他の計画（総合計画、マスタープラン等）の防災の観点からのチェック

- (4) 町、県及び指定地方公共機関等は、町地域防災計画、県地域防災計画、防災業務計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。
- (5) いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

- (6) 町、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、町及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

- (7) 公共機関、公共的団体等は、本計画に示す措置、施策及び事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう努める。
- (8) 本計画は、本町の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

西原町防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、これを本計画に的確に反映させていく。